

遺贈寄付と承継寄付

FP武蔵野グループ 三谷ますみ

■きっかけ

遺贈寄付と承継寄付、聞きなれない言葉ですよ。実は講演会の講師としてご一緒した三浦美樹さん（一般社団法人日本承継寄付協会代表理事・司法書士）のセミナーテーマなのです。

三浦さんが立ち上げた一般社団法人日本承継寄付協会のHPには、

「『遺贈寄付』は、最後に財産が残ったときに、その中の一部を、少額からでも寄付することができる方法です。あなたの想いを未来の社会や子孫に託せる誰もができる、新しい社会貢献です。

『承継寄付』は遺贈寄付に限らず、生前からの寄付も含めた想いを次世代につなぐ寄付のことです。」

とうたっていました。

日本承継寄付協会は、自分が亡くなった後にまで思いをつなぎ、お金の循環、地域内でのお金の循環を支援し、承継寄付の間口を広げ、「おもいやりのお金が循環する社会」を目指している団体です。

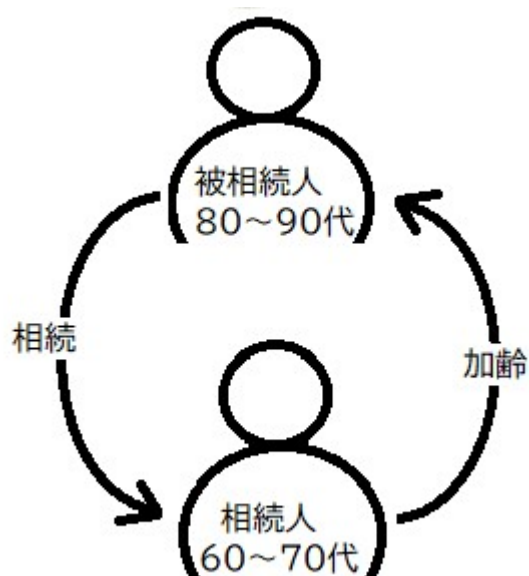
とても興味深く、相続の選択肢の一つとしてあってもよいのではないかと思います、ご紹介をさせていただくことにしました。

■なぜ今、遺贈寄付・承継寄付が必要なのか

60歳以上が保有する金融資産の割合が、年々増加傾向にあります。兄弟相続の場合は、相続するのも80代～90代となるケースもあり、資産があっても「60代以上の世代で循環し続ける資産」である間は、社会の課題や問題解決の力にはならないのです。

遺贈寄付・承継寄付は、人生の最後までお金の行き先を考えられて、自分が大事にしている思いの承継もでき、社会貢献としても大きな役割を果たせることが特徴です。

生涯未婚率の上昇、単独世帯の増加と跡継ぎがない方が増加してきています。ご自分が応援したいと思っている組織などに寄付をすれば、自分の財産の有効活用につながります。



■寄付の金額は1万円でもOK

日本では寄付文化は育っていないとされ、寄付はお金持ちがすること、100万円とか1000万円の単位でないと相手にされない、というようなイメージを持っている人が多いのではないのでしょうか。私もそうでした。

例えば、子どもを支援する団体に10万円を寄付することで貧困家庭の子どもが利用する居場所の食費300人分になり、学習会で利用する教材50人分になるそうです。子どもたちの経験にお金が使われることにつながります。

今回の講演会の参加者も、少額でもよい、社会貢献に役立つ、自分の夢の応援という点から、遺贈寄付・承継寄付に興味を持たれたようで、新しい文化が育っていく予感を持ちました。

遺贈寄付の良い点は、あなたが亡くなった後、残った財産の一部を寄付できる点です。注意点として、相続人の遺留分を侵すような寄付は問題を残します。

また、ご家族が遺贈寄付について知らされていなかったために不信感を持つことがないように、遺言の内容について、生前に了解を得ておくことが必要と思います。

興味を持たれた方は下記のHPをご参照ください。

一般社団法人 日本寄付協会のHP : <https://www.izo.or.jp/>

一般社団法人 全国レガシーギフト協会遺贈寄付の窓口のHP : <https://izoukifu.jp/>